

## 1. 対面取引時における、顔写真のない本人確認書類の取扱いについて

2016年10月の犯罪収益移転防止法の改正により、対象となる取引のお申込みを対面でお受けする際の本人確認において、顔写真のない本人確認書類である各種健康保険証をご提示いただく場合、もう1点の追加書類をご提示いただくことが義務付けられました。

### ■ 2016年10月の犯罪収益移転防止法の改正における変更点

種類	改正前		改正後	
	書類	提示数	書類	提示数
顔写真あり 本人確認書類	運転免許証または運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード(写真付)、身体障害者手帳	1点	変更なし	変更なし
顔写真なし 本人確認書類	各種健康保険証	1点	各種健康保険証1点+下記に記載の書類のうちいずれか1点=計2点  印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、住民票の写し(いずれも発行日から6か月以内の原本)、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、公共料金の領収証書(電気・ガス・水道・固定電話・NHK)、社会保険料の領収証書、国税・地方税の領収証書または納税証明書(領収証書および納税証明書は発行日から6か月以内で、ご本人名義のものに限る)	2点

※ご提示いただく本人確認書類の種類・書類および提示数は、当社各取引において個別に定められております。上記の表の記載内容にかかわらず、追加書類をご提示またはご提出いただく場合もございますのであらかじめご了承ください。なお、必要書類をご提示またはご提出いただけない場合、お申込みを承れません。なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

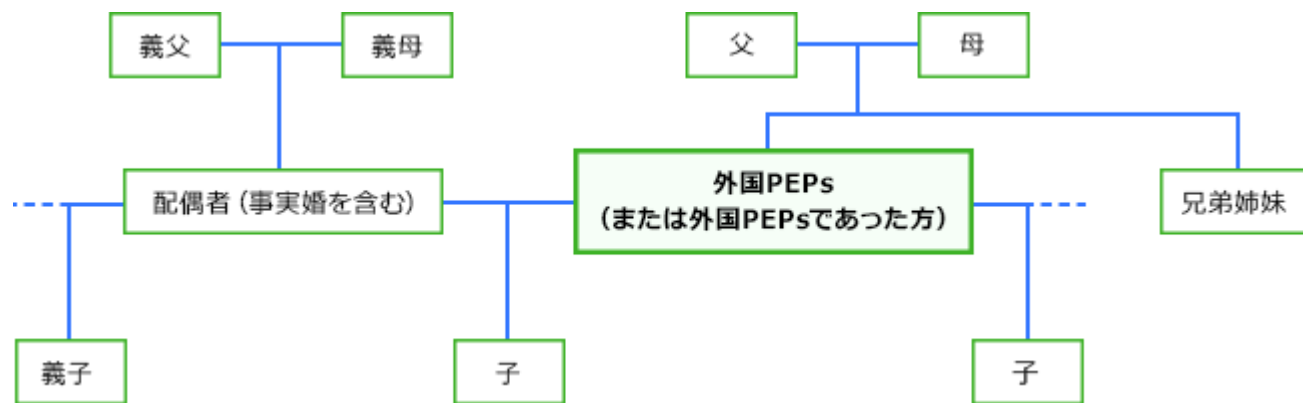
## 2. 外国の重要な公的地位にある方等（外国PEPs関係者）との取引時確認について

外国の重要な公的地位にある方／あつた方（※1参照。以下、「外国PEPs」といいます。）及びそのご家族（※2参照。以下、両者を総称して「外国PEPs関係者」といいます。）との間で対象となる取引を行う場合、厳格な取引時確認（※3参照）をさせていただきます。

**※1：「外国PEPs」とは・・・外国において以下の職に就いている方または過去に就いていた方をいいます。**

- ① 元首、及び内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- ② 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ③ 最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ⑤ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ⑥ 中央銀行の役員
- ⑦ 予算について国会の議会を経、または承認を受けなければならない法人の役員

**※2：外国PEPs関係者となるご家族の範囲は以下のとおりです。**



**※3：厳格な取引時確認について**

契約お申込み時などにおいて、お申込者様が外国PEPs関係者にあたる可能性があるとして当社が判断した場合、お申込み時に確認させていただいた本人確認書類以外の本人確認書類をもう1点追加で確認させていただきます。

そのため、お手続きに時間がかかる場合がございます。お手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

また、お申込者様が外国PEPs関係者にあたる場合、一部お取引を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。